

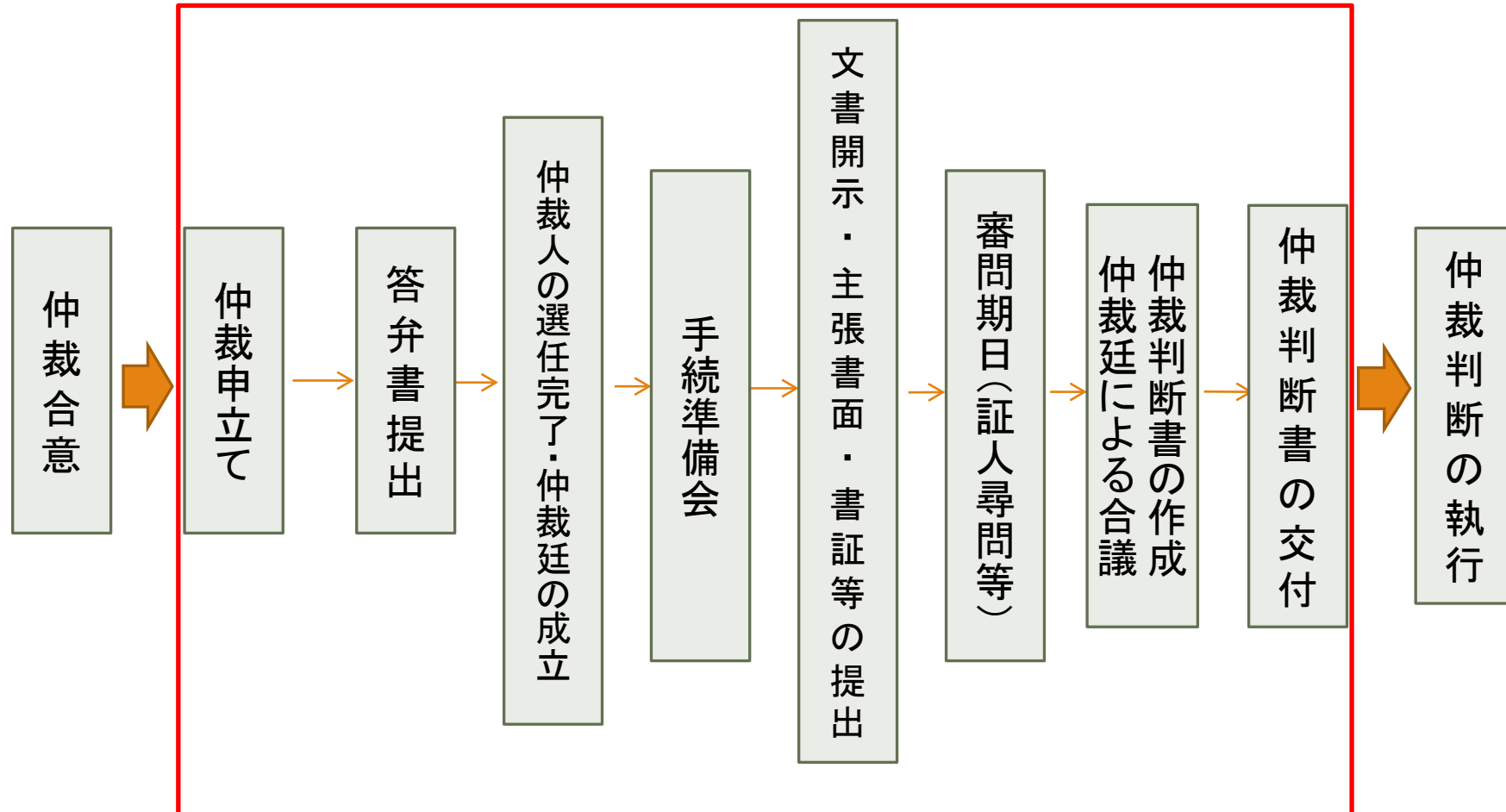
国際仲裁の基礎と手続の概要

2021年11月27日
小島国際法律事務所
弁護士 高橋 直樹

本日本話する内容

1. 国際仲裁手続の全体像
2. 国際仲裁が利用される理由（訴訟・調停との比較など）
3. 国際仲裁に関する基礎知識（仲裁合意、仲裁地、仲裁機関など）
4. 仲裁条項のドラフティング
5. 国際仲裁手続の各段階に関する説明
6. 仲裁判断後の対応（仲裁判断の執行、仲裁判断の取消しなど）
7. 国際仲裁の費用・所要時間

国際仲裁手続の全体像



国際仲裁が利用される理由（訴訟・調停との比較など）

仲裁（・訴訟）と調停の違い

- 仲裁（・訴訟）では第三者（仲裁人・裁判官）が最終的に紛争を判断する一方、調停では当事者が合意により紛争解決の内容を決定
- 調停では当事者の合意なしには紛争解決できない。調停人は提案などのみ。

訴訟ではなく仲裁が選択される理由

- 国内裁判所への不信（裁判官の汚職、国内企業優遇、著しい遅延など）
- 原則公開の裁判手続と比較して、秘密を保持しやすい
- [NY条約](#)により仲裁判断の執行が確保されている
- 専門性を有する判断者を選択することができる

※仲裁の方が「早い」「安い」との指摘もあるが、事案によるという印象

国際仲裁に関する基礎知識①(仲裁合意)

仲裁合意とは？

- 一定の法律関係に関して既に生じた又は将来生じる紛争の解決を仲裁人に委ね、その判断(仲裁判断)に服する旨の合意(多くの場合、契約の紛争解決条項)
- 有効な仲裁合意は裁判手続において**妨訴抗弁**となる
 - 裁判所ではなく仲裁廷が紛争に関する管轄権を有する(裁判上の訴えは却下)

仲裁合意がなければ仲裁による紛争解決はできない

仲裁合意の有効性等で揉めない仲裁条項のドラフティングが必要(後述)

国際仲裁に関する基礎知識②(仲裁地)

「仲裁地」とは？

- 法的な概念であり、仲裁地の仲裁法が仲裁手続に適用される
 - UNCITRALモデル仲裁法の影響もあり、各国の仲裁法には共通点も多いが、重要な点で異なる可能性もある

「仲裁地」と「(審問期日等の)仲裁手続の実施地」は異なる概念

- 「仲裁地」以外の国・地域で審問を開催することは可能
 - ただ、多くの事案では「仲裁地」と審問を開催する地は一致

「仲裁地」を選択する際の考慮要素

- NY条約に加盟している国又は地域か？
- 仲裁地国の仲裁法の内容は合理的であるか？
- 仲裁地国の裁判所は仲裁手続に対して好意的か？
 - ※「仲裁地」が審問を開催する地になることが多い点も考慮

国際仲裁に関する基礎知識③(仲裁機関)

機関仲裁とアドホック仲裁

- 仲裁機関を利用する仲裁を機関仲裁という。定評のある仲裁機関を利用する機関仲裁を選択すべき。

主な仲裁機関

- ICC(International Chamber of Commerce)
- JCAA(日本商事仲裁協会)
- SIAC(Singapore International Arbitration Centre)
- AAA/ICDR(International Centre for Dispute Resolution)
- LCIA(London Court of International Arbitration)
- HKIAC(Hong Kong International Arbitration Centre)
- CIETAC(China International Economic and Trade Arbitration Commission)
- SCC(Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce)

仲裁機関はその機関の仲裁規則に従って手続全般を管理・援助

- 特に仲裁人の選任・忌避、仲裁人の報酬に関する事務などが重要
- 仲裁廷による仲裁判断ドラフトを審査する仲裁機関もあり(形式・手続面)

仲裁条項のドラフティング①

よくない仲裁条項は余計な時間と費用を生じさせる

- 仲裁手続において仲裁廷の管轄権が争われる
- 仲裁合意の無効を前提に、裁判所に訴えが提起される

仲裁条項のドラフティングのポイント

- できるだけシンプルにする
- 各仲裁機関のモデル条項を基に作成する
- 特殊な内容を含める場合には法律家に相談する

仲裁条項に含める基本的事項

- 仲裁機関(定評のあるものにすべき)
- 仲裁地(考慮要素についてスライド6を参照)
- 仲裁手続の言語
 - 契約書の言語、仲裁手続における通訳コストなども考慮(国際仲裁の場合、英語になることが多い)
- 仲裁人の数(1名か3名)
 - 係争額・事案の複雑さなどを考慮
- その他(多段階紛争処理、当事者の守秘義務など)

仲裁条項のドラフティング②

JCAAのモデル仲裁条項(「商事仲裁規則」を用いる場合)

“この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の **商事仲裁規則**に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は(国名及び都市名)とする。”

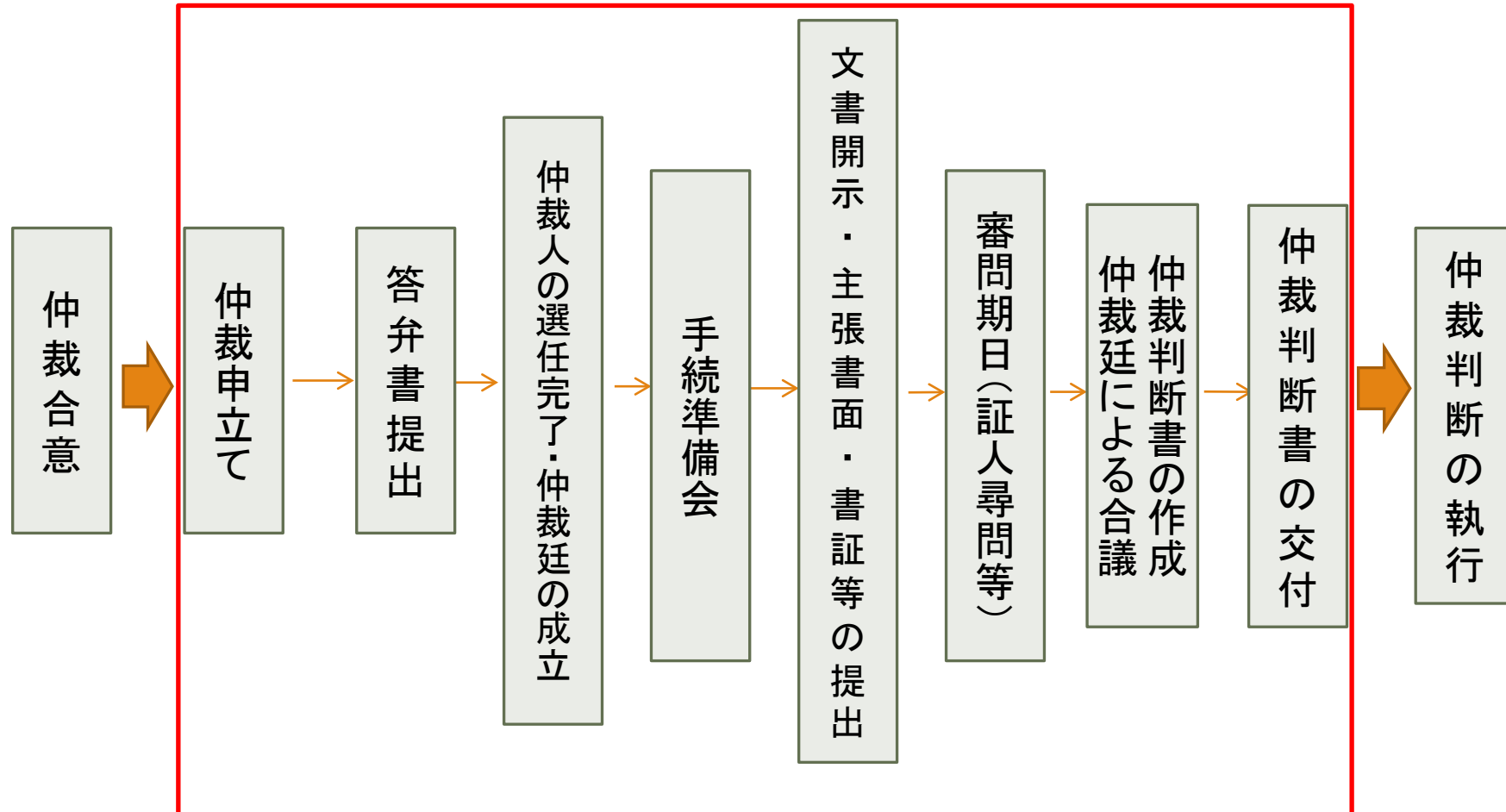
“All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the **Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association**. The place of the arbitration shall be [city and country].”

問題が生じる仲裁条項の例

- “All disputes ... shall be finally settled by arbitration”の“shall”が“may”
 - 仲裁によって終局的に紛争を解決する趣旨が明らかではない
 - 仲裁機関の名称を誤って記載(その結果、仲裁機関が特定できない)
- “arising out of or in connection with ...”の“or in connection with”がない
 - 契約から生じていない請求(不法行為請求)を含まないとの解釈のおそれ

クロス仲裁条項は仲裁申立てを制限する効果があることに留意

国際仲裁手続の全体像(再掲)



国際仲裁手続に関する説明①(仲裁申立て、答弁書)

仲裁申立書・答弁書の記載事項は仲裁機関の規則が定めている

- 記載すべき事項は仲裁機関の規則毎に若干異なる
 - 当事者・代理人の氏名・名称・住所・その他の連絡先
 - 求める救済の内容、紛争の性質・概要、請求の根拠
 - 援用する仲裁合意 etc.

仲裁申立書の準備の時間・リソースを確保することは重要

- 請求権の消滅時効直前に準備を開始する等の事態は回避する
- 関連資料の整理、十分な社内体制の構築を心掛ける

答弁書の準備はスケジュールがタイトになる

- 仲裁申立書受領から2週間、30日等という提出期限あり(延長可能)
- この間に代理人の選任、答弁書の準備、仲裁人候補の選任など
 - 場合によっては、和解の検討、反対請求の検討も必要
- 紛争が顕在化した段階で仲裁対応の準備は開始しておく方がよい

国際仲裁手続に関する説明②(仲裁人選任、手続準備会)

仲裁人は1名と3名のいずれがよいか？

- 費用節約、迅速性など ⇔ 慎重さ、不合理な判断の回避、納得感など

仲裁人選任に関する考慮事項

- 法律家・専門家としての資質、個人としての資質(仲裁人としての評判)
- 案件に迅速に対応し、十分に時間を割いてくれそうか(availability)
- 国籍、法的バックグラウンド(英米法系or大陸法系など)

相手方当事者が仲裁人を選任しない場合、仲裁機関などが選任

手続準備会は電話(最近ではウェブ会議)で行われることが多い

- 仲裁手続のスケジュール案の作成等を行う

国際仲裁手続に関する説明③(主張書面・証拠提出など)

主張書面の交換は1往復半から3往復程度

- 手続準備会で主張書面などの提出期限が設定されることが通常
- 国内訴訟よりも主張書面の提出の機会は少ない

証拠開示手続が行われる場合、その手続への対応は相当な負担

- 英米法諸国の民事訴訟では、当事者は、自らにとって有利であるかを問わず、紛争と関連性を有する証拠である限り、相手方当事者に対して開示しなければならないという原則があり、一定の例外に該当しない限りは関連証拠を開示するという手続がある
- 英米法系の仲裁人は広範な証拠開示手続を行う傾向にあると言われる
- IBAのRules on the Taking of Evidence in International Arbitrationをルール又はガイドラインとする仲裁廷が多い
 - 開示対象基準:「その事件に関連があり、かつ、紛争の結果に対して、重大な影響を及ぼすもの (relevant to the case and material to its outcome)」

審尋期日の予定証人の陳述書(Witness Statement)の作成を要求される場合も多く、その準備も必要になる

国際仲裁手続に関する説明④(審問期日)

日本の裁判所の手続との相違点の例

- 証人尋問につき、主尋問をほとんどさせない仲裁廷もいる(多い)
 - 「陳述書に虚偽はないか、追加・訂正したい点はないか」だけを確認
- 口頭での主張の機会(Opening / Closing Statement)があることも

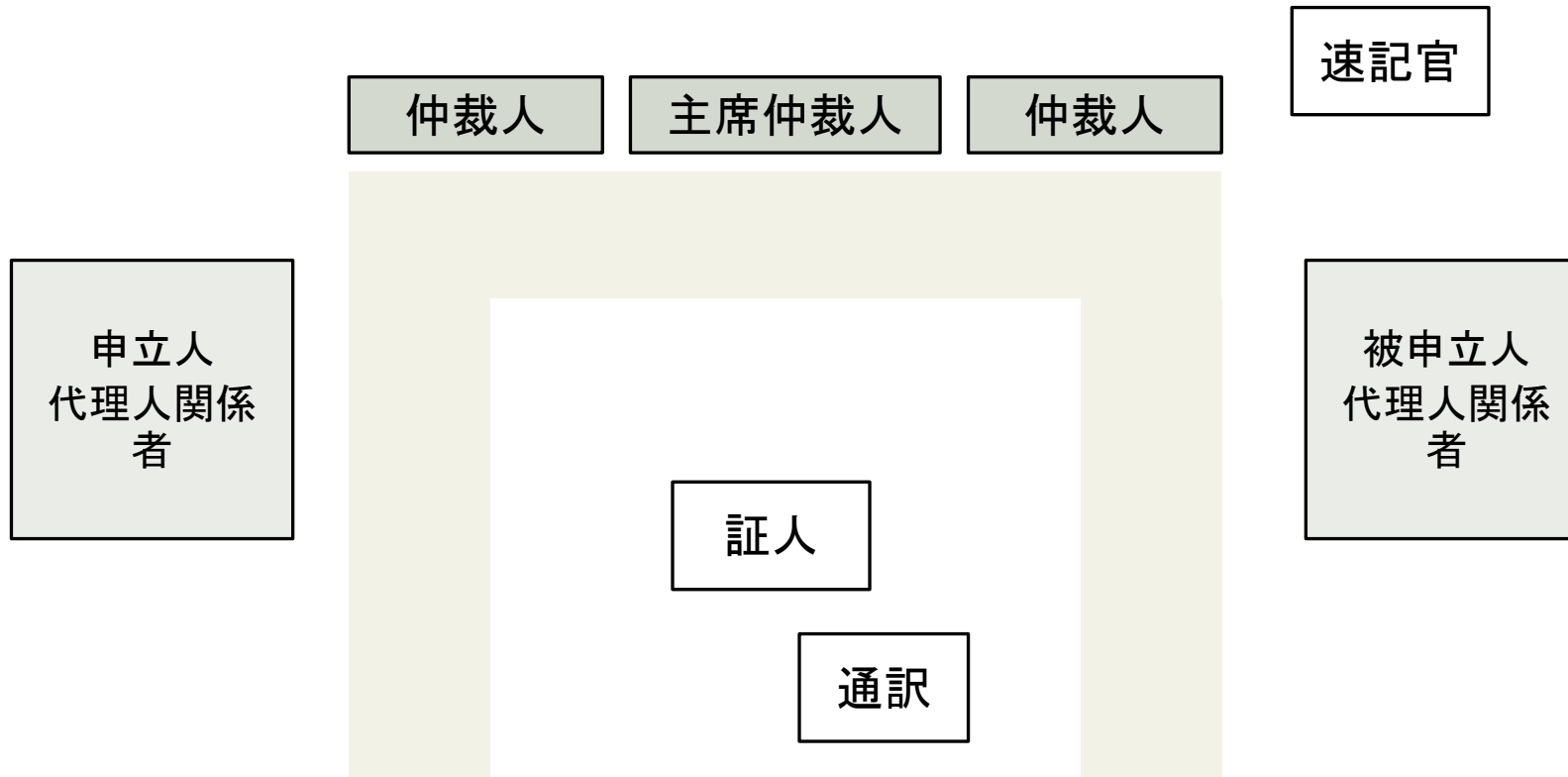
審問期日に関するセッティングを行う必要があることも

- 国によっては国際仲裁の審問を行うための専用施設がある(日本の場合、日本国際紛争解決センター(JIDRC))
- 専用施設がない場合、国際仲裁に必要な設備などを準備する必要がある
 - 審問を開催するためのホテルや会議施設の確保
 - 証人のための通訳、速記の専門業者の手配
 - (場合によっては)仲裁人の宿泊施設・フライトの確保

審問期日は数日間連続で開催(長い場合、2~3週間も)

国際仲裁手続に関する説明⑤(審問期日)(続)

審問期日(証人尋問)における配置の例 ※COVID19の感染拡大後はオンライン手続も増えた



国際仲裁手続に関する説明⑥(仲裁判断)

当事者の納得に重きをおいた判断もある

- 根拠は明確ではないものの両当事者が「この程度なら」と思う賠償金額
- 仲裁条項に問題はあるが「両当事者は仲裁で解決しようと思っていたでしょう」として認められた仲裁廷の管轄権

仲裁判断を出すまでのアプローチも仲裁人毎に異なる

- 仲裁判断の事実認定のドラフトを当事者に送付し、誤りがある点と考える点を理由付きで指摘させる方法等もある

仲裁判断は年々長くなって来ている

- 仲裁判断取消しをおそれ、当事者の主張をできるだけ取り込んでいる
 - 投資協定仲裁の仲裁判断の場合、数百頁にも及ぶ判断もよくある
 - 商事仲裁でも徐々に長くなる傾向にある

仲裁判断後の対応①(仲裁判断の執行)

仲裁判断の多くは任意で履行されていると言われている

当事者が任意で履行しない場合、相手方当事者が資産を有する国において、その国の裁判所を通じて、仲裁判断を執行する必要あり

NY条約の加盟国(2021年11月現在169カ国)は、以下の承認・執行拒絶事由(5条1項、2項)がない限り、承認・執行を拒絶できない

- ① 仲裁合意が有効でなかった
- ② 仲裁人の選任若しくは仲裁手続についての適当な通告がない、又は、その他の理由により防御不可能であった
- ③ 仲裁判断が仲裁合意の範囲を超えるものであった
- ④ 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかった、又は、仲裁が行われた国の法令に従っていなかった
- ⑤ 仲裁判断の拘束力がない、又は、取消された若しくは停止された
- ⑥ 紛争の対象事項がその国の法令によれば仲裁による解決が不可能
- ⑦ 仲裁判断の承認・執行がその国の公の秩序に反する

仲裁判断後の対応②(仲裁判断取消しなど)

仲裁判断取消しはほとんど認められない

- 仲裁判断取消審は仲裁判断に関する上訴審ではない
- 仲裁判断の内容面に関する不服は原則として取消事由にはならない

仲裁判断取消しに関する手続は非常にスケジュールがタイト

- 仲裁判断の写しの送付から3か月以内という申立期限
- 仲裁判断の早期確定の要請から迅速な審理が要請される
- 東京高裁平成30年8月1日決定の「仲裁判断の取消事件における審理・判断の方法について」という項も迅速な審理の必要性を指摘
- 国際的事案の仲裁判断・その他の資料は英語であることが多く、英語ではない母国語で裁判手続が行われる国では大量の資料の翻訳が必要

国際仲裁の費用・所要期間

国際仲裁にかかる費用

- 仲裁廷に関する費用
 - 仲裁人の報酬
 - 渡航費・宿泊費などの仲裁人としての業務に必要な費用
- 仲裁機関の費用
 - 申立料金(一律であることが通常)
 - 管理料金(係争額により金額が決まるのが通常)
 - ※管理料金に関しては予納金制度が採用されることが多い点にも留意
- 仲裁代理人である弁護士の報酬・費用
- その他(審問を開催する会場の費用、通訳・速記官の報酬など)

国際仲裁の所要期間

- 事案の複雑さにより所要期間は異なる
- 手続準備会で決定したスケジュール案通りに進むことが多い
 - ただ、仲裁判断が出される締切はよく延長されるという印象
- 仲裁申立てから仲裁判断までの期限を設定する仲裁合意もある
 - 事案の複雑さから現実的ではない期限の設定は推奨しない

最後に

国際仲裁を利用しなくてよい(紛争が生じない)ことが望ましい

- ただ、海外のビジネスパートナーから「どうせ仲裁は申し立てて来ない」「仲裁申立てにより脅せば有利な和解に応じてくる」などと思われたいよう、国際仲裁への抵抗感はなくした方がよい

海外事業に関して紛争を回避するための基本姿勢

- 契約書の交渉段階で問題を先送り・後回しにしない
- 想定できるリスクに関しては対処方法を契約に落とし込む

海外事業との関係での弁護士との付き合い方

- 紛争が仲裁申立てまで至った後に弁護士ができることは限られる
- 重要事項の決定にあたっては弁護士の意見も聴取した方がよい
- 早い段階で相談した方が時間・費用を節約できることが多い

国際仲裁に関する参考資料・文献

JIDRCのe-learning動画(初級編)

- 国際仲裁手続の重要事項が各回30分～1時間で説明されている
- https://idrc.jp/news/video_materials/

「よくわかる国際仲裁」(商事法務)

- 国際仲裁手続の流れが簡潔に説明されている

「法務担当者のための国際商事仲裁の基礎知識」(中央経済社)

- Q&A形式になっており、知りたい事項を調査しやすい
- 法務担当者が国際仲裁に関して調査する際の第一歩として利用できる